

《部門協議会規程》

平成 11(1999) . 12(制定)

平成 14(2002) . 11(改定)

(設置)

第1条

本学会定款第25条により、部門協議会(以下、協議会という。)を置く。

(目的)

第2条

協議会は、部門の活動が自由闊達にできる環境を作り、それらの指導・育成を図ることを目的とし、

次の事項を行う。

- (1) 部門間活動の調整
- (2) 各種事業の企画・立案の支援
- (3) 部門横断活動の支援

(任務)

第3条

協議会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 学会より付与される部門協議会予算の部門への配布
- (2) 部門活動状況の報告の承認及び理事会への報告
- (3) 部門の設置改廃、運営に関し必要とする事項の審議及び理事会への提言

(構成)

第4条

協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事会の選出した担当理事
- (2) 理事会の選出した委員若干名
- (3) 全部門長

2. 前各号の各委員は、会長が委嘱する。

<削除>

3. 各委員の任期は1年とする。ただし、必要な場合は1年に限り再任を可とする。

(役員)

第5条

協議会に議長、副議長及び幹事をおく。

2. 議長及び副議長は理事会の選出した担当理事を会長が委嘱する。

3. 幹事は議長が委員の中から選び委嘱する。

<削除>

(職務)

第6条

議長は、協議会を召集しその議長となる。

2. 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは議長の職務を代行する。

3. 幹事は、議長、副議長を補佐し、協議会の運営を分担する。

4. 協議会の運営に関しては、この規程によるもののほか、協議会において定める。

(部門運営委員会)

第7条

部門には、部門運営委員会を設ける。

2. 部門運営委員会の組織及び運営については別に定める。

(予算・会計)

第 8 条

協議会、部門運営委員会、部会、調査研究会の予算及び会計については別に定める。

(庶務)

第 9 条

協議会の庶務は、学会事務局が担当する。

(改廃及び発効)

第 10 条

本規程の改廃及び発効は、理事会の議を経るものとする。

附 則

この規定の変更は、平成 14 年 1 月 23 日から施行する。